

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射性ドレン移送系圧力抑制室サージタンク室高電導度廃液系サンプ出口流量レンジ上限逸脱警報が発生したため、原因調査のため流量計の均圧操作を実施したところ検出配管に詰まりが推定されるため、当該配管を洗浄。	G III	
2	1号機	500KV開閉所圧縮機(A)において、圧縮機基礎部に油溜まり(約33cc)が認められたため、当該圧縮機を切替停止後、原因調査。(本事象に対して消防署に連絡。消防署による現場確認の結果、危険物の漏えい事故ではないと判断された。)	G III	
3	1号機	1・2号共通所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)母線連絡受電しゃ断器盤扉鍵の紛失が認められたため、鍵管理ガイドに従い調査・交換検討。	G III	
4	2号機	燃料取替機電源投入操作において、電源が入らない事象が認められたため、電源ユニットを点検・交換。	G III	
5	2号機	廃棄物処理補機冷却系熱交換器(C)ドレン弁において、弁閉操作時に弁棒の折損が認められたため、当該弁棒を交換。	G III	
6	2号機	低圧炉心スプレイ系/残留熱除去系(A)圧力容器注入管異常警報が発生したため、原因調査のため圧力発信器の均圧操作を実施したところ指示不良(指示が変化しない)が認められたため、当該計器を点検及び検出配管を洗浄。	G III	
7	2号機	補機冷却海水系ポンプ(B)吐出ベント弁において、弁シート部からの漏えいが認められたため、当該弁を点検。	G III	
8	2号機	圧力抑制室温度記録計(B)において、測定点No.11の指示変動が認められたため、当該温度記録計を点検。	G III	
9	3号機	非常用ガス処理系(B)において、自動起動信号回路不具合による起動事象(起動信号が保持したまま)が認められたため、当該系統の電気品を点検・交換。	G III	
10	1・2号廃棄物処理設備	放射性ドレン移送系脱湿塔(A)入口導電率計において、指示不良(手分析値と比較して誤差が大きい)が認められたため、当該導電率計を点検。	G III	